

The Society for Public Education Planning
公教育計画学会

NEWS LETTER

第 14 号 研究集会・定例総会報告 **2023 年 7 月 20 日**

はじめに一学会活動停滞のお詫びと今後の活動計画について

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、感染症法上の移行措置により、各種の行動制限は緩和されました。しかし、感染症自体が消えたわけではなく、各地から発症事例の報告が相次いでおり、「第 9 波の予兆」ということも言われています。会員の皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

この間、2020年以降、新型コロナ禍とは言え、20年度第12回大会(20年6月13・14日、関西大開催、予定)を中止、21年度第13回大会は、シンポジウムと総会のみ開催、22年度は総会のみ開催、したがって、研究大会は第12回から第14回の3年間開催できませんでした。自由研究発表を基軸とした研究大会が開催できず会員の研究発表の権利を保障できなかったことにつきまして、会長として会員の皆様には深くお詫び申し上げます。

とりわけ、2021年度に中村文夫前会長から会長職を引き継ぎましてから、私自身何かと不慣れなためいろいろと学会活動が遅滞し、事務局にもさまざまご迷惑をおかけすることになりました。事務局の尽力により2022年は、何とか総会のみリモートで開催しましたが、その際に計画された研究大会と研究集会は、結果的に開催することはできませんでした。この点につきまして、会長として大きな責任を痛感しております。ご迷惑をおかけしました会員の皆様には、改めて深謝申し上げます。同時に、会員の皆様には学会活動への積極的なご参加、ご支援をお願いする所存であります。なお、現事務局長を中心に事務局体制に関しては、会員メーリングリスト(ML)を中心に整備等を実施し、MLの活用による連絡を可能な状態にさせていただきました。さらに、今年度4月の理事会におきまして、既報のとおり、6月18日に、2021年以来、2年ぶりの研究集会をリモートで開催すること、併せて定例総会も開催することを決定し、開催することができました。今号では、開催された研究集会および定例総会の概要についてご報告いたします。また、理事会で承認されました4年ぶりの研究大会の開催に関する準備等もできましたので、その日程等についてご報告いたします。何卒、11月に開催されます研究大会への会員の皆様の積極的なご参加を改めてお願い申し上げます。特に、会員の皆様には日ごろの研究成果につきまして、是非、研究大会を活用し、ご発表いただければ幸いです。何卒、自由研究発表への積極的な申込につきましてよろしくお願い申し上げます。

また、ニューズレター(学会報)につきましても、研究大会の開催後にも発行することを予定しておりますことを付記いたします。

会員の皆様には、これまで以上に本学会への積極的なご参加、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

(会長・元井一郎)

1 2023年度研究集会について

◆研究テーマ「次期教育振興基本計画と教育の自由」について◆

研究集会は、テーマを「次期教育振興基本計画と教育の自由」として、シンポジウム形式で2年ぶりに開催されました。リモート開催であることに加えまして、会員のみ参加という形態ではありましたが、23名の会員に参加いただきました。

残念ながら、不慣れなリモート開催により、研究集会の報告者、参加者にはご迷惑をおかけすることになりました。この場を借りてお詫びします。しかしながら、研究集会での各報告者の報告内容は、テーマに関わる様々な論点についての十分な整理ができ、参加者は大きな収穫を得ることも出来ました。

研究集会のテーマを検討した段階では、3月8日の中央教育審議会答申「次期教育振興基本計画について」が公表されただけで、まだ閣議決定がなされていませんでした（閣議決定は、6月16日に行われ「第4期教育振興基本計画」として国会に報告。研究集会が決定した時点は、閣議決定前でしたので、本研究集会では「時期教育振興基本計画」としました）。以下では研究集会のテーマ策定及び開催趣旨について説明します。

周知のように3月に発表された中教審「次期教育振興基本計画について」において、「次期教育振興基本計画」の内容は公表されています。この中教審答申では、教育DX、学校教育、生涯学習・社会教育等々を含み2040年以降の日本社会を見据えた教育に関わる諸施策を展開していくという方針が明示されていました。この「次期教育振興基本計画」（中教審答申の表題をそのまま使用。以下同様）については、少なくとも2008年の第1期教育振興基本計画以降の「教育振興計画」そのものの検討と2001年以降に展開されてきた日本の公教育制度に関わる教育政策あるいは教育行政の動向を総括する必要があると考えました。しかしながら、そのような検討は不十分なままであり、直近の公教育の諸課題とそれを前提にした未来の公教育像が語られているに過ぎないと言っても過言ではない状況でした。

今回の教育振興基本計画においては、少なくとも過去15年間の教育振興基本計画の意味と課題について改めて整理し、現在の公教育がどのような課題の下に置かれているのかを踏まえる必要があり、そうした検討を踏まえて、未来の公教育が語られるべきであると思われませんが、そのような論点は明確にはなっていません。この「次期教育振興基本計画」について、本学会としてどのように議論するのか、その視点などを中心にシンポジウムを開催したいと考えました。

中教審答申の「次期教育振興基本計画について」に描かれている教育政策の方針を21世紀初頭からの公教育政策の不備や失敗という史的整理などから私たちは議論すべきだろうと考え、シンポジウムを開催し、「次期教育振興基本計画」に関する論点整理等を中心に議論を深化、共有することとしました。

そこでシンポジウムでは、テーマを「次期教育振興基本計画と教育の自由」と設定しました。それは、1990年代から明確になった「新自由主義」的な政治経済政策や論理が公教育に対してどのような意味と影響を与えたのかを問い直したいと考えたからです。周知のように2000年代に本格化した「新自由主義」的政治経済政策や施策は、その実態において、個人の生活に市場原理、競争原理を持ち込みつつ、トータルには政治経済的な「支配・統制」を貫徹させる論理として展開されました。その意味で、「教育の自由」という視点から「次期教育振興基本計画」あるいはその前提となっている2000年代以降の公教育をめぐる諸課題について、改めて検討していきたいと考えました。

◆シンポジウムにおける「領域と内容」◆

今回のシンポジウムに際しては、以下のような三つの領域・内容を設定しました。

一つ目は、2001年以降の公教育に関わる問題状況に対して、中教審答申「次期教育振興基本計画について」はどのように認識しているのか、さらには今回の答申ではどのような対応をしようとしているのか等、今回の中教審答申に関わる批判的検討を総論的に行う領域・内容としました。

二つ目は、「令和の日本型学校教育の構築を目指して」という2021年中教審答申は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）によるパンデミックをも与件として、「GIGAスクール構想」などの緊急実施を強引に進め、公教育制度における学校の新たな位置づけを示したシナリオということもでき、その後、

中教審は2022年に『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成、採用、研修等の在り方について」という答申を出し、「令和の日本型教育」を担う教師の具体的な養成などを明らかにしました。この新たな教師養成、採用、研修のあり方を「次期教育振興基本計画」との関わりで整理していく領域・内容です。

三つ目は、2022年度の出生数急減を前提に最近声高に叫ばれている「異次元の少子化対策」ですが、そもそも、2012年制定の「子ども・子育て支援法」はどのような目的で法制化されたのか。「次期教育振興基本計画」において、少子化対策や子育てはどのように考えられているか。また、他方で「子ども家庭庁」の新設という状況は、教育や子育てについて、政治権力はどのような統制を志向しているかに言及する領域・内容です。

上記の三つの設定は、「次期教育振興基本計画」に関わる総論と、喫緊の教育・子育てをめぐる各論の報告（発表）を通して、「次期教育振興基本計画」の構成と課題について問題点を明らかにし、さらに公教育政策・行政への新たな提案・提言をどのように構築できるのか検討したいと考えたからです。

以上のようなシンポジウムのテーマ設定に基づいて、3名の会員からの発表・報告を頂きました。各発表者の題目等とその発表概要を以下に簡潔に記します。（発表の詳細は、各発表者からの資料と併せて次号の年報に掲載することになっています。）

◆報告1：21世紀 文科省は国民教育を実施する能力を失っているのではないか◆

上記については、副題を「次期教育振興基本計画コンセプト『2040年度以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成』は複線化する人生の自己満足に向けた『生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて人への投資』をすること」としまして、中村文夫会員から、以下のとおり報告されました。

(1) 「ない方がまし」と市川氏

「教育振興基本計画は、法的にも財源計画はなく、教育政策のメニューのようなものである。」これは、第1期教育基本計画策定時における市川昭午（元国立教育研究所次長）の指摘である。そうしたことを踏まえれば、今必要なのは、国家的（文科省）な計画ではなく、「地方教育計画」の立案であると報告者は主張します。確かに指摘されているように、教育振興基本計画は、都市中間層を集票ターゲットとした教育政策あるいは計画論であり新自由主義を標榜する政党（政権与党および維新など）の政策を前提とした内容でしかなく、そうした状況分析を踏まえながら、報告者は公教育無償化の5つの私案を提示しました。

〔公教育無償等への5私案〕

- ① 保育園幼稚園：保育士等の配置基準の改善。
- ② 義務教育：給食・補助教材費等の完全無償化。
- ③ 高校：定数内不合格をなくす。公立の就学支援金を私学並に引上げる。教科書と通学費の無償化。
- ④ 高等教育：私学助成金を経常費30%まで引上げ。貸与型から給付型奨学金への転換。
- ⑤ 児童手当：所得制限を廃止し18歳まで1万5千円以上の給付。

(2) 教育の機械化・委託化による解体

さらに報告者は、現状の学校教育について、2021年中教審答申「令和の日本型学校教育の構築を目指して」の内容を批判しつつ、進行中の学校教育の機械化導入（PC等のIC機器導入など）を痛烈に批判。そうしたICTの整備でなく公教育の将来的な維持には、現行の標準学級数を大胆に変更（6～12学級）し、まずは既存の学校の存続を追求すべきであると指摘しました。報告者の整理によれば、文科省の政策は、学校の階層化・複線化路線であり、それも公立・私立という学校区分ではなく階層別私立学校による全面展開であるということになります。つまり高額高負担の授業料を前提とする「インターナショナルスクール」と称される学校群と広域通信制学校群の両輪での展開だと、極めて大胆かつ的確に整理し、公教育の解体という政策動向を批判しました。

(3) 鉛筆1本からの無償

現行憲法に明記された義務教育の無償化の完全実施とそれを政策契機としてより広範に公教育の無償化の実現を目指す意味について主張を展開しました。最初に示した5つの公教育無償化私案の方

法論的な指摘も報告において提示し、特に日本の教育史を 100 年単位で振り返ることからの無償化論あるいはその構築論には、かなり大胆な提案でもあったと思われます。

◆報告2：教職員に「無理をさせ、無理をするなど、無理をいう」構造とどう対峙するか？◆

上記については、副題を「特に『令和の日本型学校』における教員養成・採用・研修のあり方を問う」として、住友剛会員より報告されました。

1 今日の「発題」の趣旨

現在進行中の中教審が主導する「令和の日本型学校」に関わる教員のあり方（教員養成等、教員の仕事）について批判的検討することから始めている。特に教員に関する「養成－採用－研修」の一体的改革に対して、その問題点等について批判的検討を行うことを提起しました。

2 文科省「馳プラン」（2016年1月）

こうした「教員養成－採用－研修の一体的改革」に関わって、その政策展開を「馳プラン」に報告者は求め、その解説を行いました。「馳プラン」が出される前月（2015年12月）の中教審答申に明記された「チームとしての学校」構想、「地域と学校の連携」論などは、その後の教育職員免許法の改正などの教員政策の方針を決定していることが整理されました。また、同時に教育公務員特例法の改正により整備された「教員育成指標」および「育成会議」の設置は、各都道府県・政令市教委レベルでも策定あるいは設置が実行され、教員養成に関する体系的整備（言わば「養成－採用－研修の一体的改革」）を具体的に進めています。教員の各年齢、職責に応じた「教員育成指標」に基づく指標の策定は、大学における教員養成段階にまで改革が浸透していくことを担保しています。

3 「馳プラン」で疲弊している大学教職課程に、あらたな…

「馳プラン」での展開された教員養成課程（大学）はさらに「令和の日本型学校」に対応するための教員養成システムに関わる諸改革が加わってきています。これは、教員養成課程をゆする全ての大学に共通した状況です。

4 まとめにかえて

(1) 2023年3月に中教審が答申した「次期教育振興基本計画」においても、これまで展開されてきた教員「養成－採用－研修の一体的改革」の流れは変わりません。

その意味で、相変わらず「無理をさせ、無理をするなど、無理をいう」構図が続いてしまいます。

(2) 他方で大学（教員養成課程）側にも、こうした文科省の構図に正面切って「対峙」しようという意識の持ち主が、「徐々に減っている」という印象です。つまり、文科省（政府）や地方教育行政と「対峙」するより「便乗」したり「流されたり」する方が楽という発想至ってしまっています。

(3) 今後の教員養成課程あるいは教育の「自由」や教職員の研修の「自由」の確保のためには、あらためて対峙すべき相手に「余計なことしないでほしい」という要請や主張を行う必要があります。

◆報告3：すべての子どもと保護者の「幸福」の実現に繋がる家庭教育支援とは◆

上記については、山本詩織会員から報告されました。

○ はじめに

これまで日本の家庭教育支援については、その家族主義的傾向に対する批判や家庭という私的領域に対する公権力干渉であるという批判はすでになされています。本報告で取り上げる「次期教育振興計画について（答申）」において、家庭教育支援をどのように捉え計画しているのかについて、就学前教育段階における記述を中心に取り上げ、公的責任の所在を含めて検討します。

(1) 「子ども・子育て支援法」と少子化対策の流れ

1990年の「1.57ショック」を契機として、政府は1995～1999年度にかけ「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）や2000～2004年度にかけて「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）などの一連の少子化対策、子育て支援策を展開してきた。さらに次代の社会を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する

という観点から、2003年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され、同法との関連で少子化社会対策基本法も制定されました。しかし、2005年の合計特殊出生率は1.26と過去最低値を記録します。少子化社会対策大綱としての「子ども・子育て応援プラン」(「新新エンゼルプラン」2005～2009年度)や、「子ども・子育てビジョン～子どもの笑顔があふれる社会のために～」(2010～2014年度)、「結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして」(2015～2019年度)、「子育て安心プラン」(2017～2020年度)、「新子育て安心プラン」(2021年度～)が展開されてきました。

(2) 家庭教育支援政策の動き

また、文部省及び文部科学省による家庭教育政策の歴史的変遷は以下のような構図でした。1979年6月に自民党が「家庭基盤の充実に関する対策要綱」を公表し、これを受け1981年6月に中央教育審議会は「生涯教育について(答申)」のなかで「家庭の教育機能の低下」に言及しています。1986年4月には、臨時教育審議会の第二次答申でも「家庭の教育力」が取り上げられ、家庭の教育力が低下しているという認識のもとに、親の責任が論じられています。その後も家庭の教育力の低下に関する指摘と、家庭教育に対する親の責任が論じられ続け、2006年12月に教育基本法が改定され、家庭教育条項が新設されました。

(3) 教育振興基本計画と家庭教育支援

新教基法第10条の家庭教育支援を受け、2008年の第一期教育振興基本計画には「基本的方向1 社会全体での教育の向上に取り組む」において「②家庭の教育力の向上を図る」として家庭教育支援に関する記載があります。家庭教育の自主性の尊重について言及しているものの、あくまでも保護者に第一義的責任があることを明記し、家庭の教育力向上を目的としている。2012年12月には、これに続く第二期教育振興基本計画により家庭教育に関する具体的な方策が提示されました。家庭の教育力という表現は用いられなくなりましたが、家庭教育の方向性が具体的に示されており、親の学習についても具体化され提示されています。また、「将来親になる中高生の子育て理解学習」の推進についても言及されており、公権力による私的領域への介入が指摘されています。

(4) 家庭教育支援政策の問題点

家庭教育支援をめぐる教育政策の流れを整理すると、いくつかの問題点が指摘できます。まず、教育において保護者に「第一義的責任」が帰されており、公的責任が曖昧化されている点です。

(5) 「次期教育振興計画について(答申)」の内容の分析

上述した問題点から考えると、家庭教育支援の充実を図るためには、①家庭や家庭の教育力に対する捉え方、②保護者の学習機会の確保と社会構造改革に関する内容、③インフラ整備に関する内容、④経済的格差の縮小のための内容の4点を確認する必要があります。

(6) 考察

今回の中教審答申の内容を概観すると、国家が善いとする家庭のあり方を強制するような記載は見られませんでした。しかし、保護者の抱える不安や困難に対して、保護者を指導する形で家庭教育支援を行う可能性は未だに消えていません。訪問型家庭教育支援によって、強制的に私的な家庭領域へ介入し、あるべき家庭像を押し付けられる危険性は残ります。今後は、推進される「家庭教育支援チーム」の活動を注視する必要があると結論できます。

以上の三つの報告が行われ、それぞれの報告後、各報告に関する質疑応答を報告者間でしていただく方法で、報告の理解や確認を行いました。その後に限られた時間の中で、参加者による総括討議を行いました。こちらについて十分な議論が尽くされなかったような感触でした。

ただ、いずれの報告も、各政策や施策の歴史的な整理を踏まえての報告という点で共通していたことは、それぞれの報告の内容の理解だけでなく、現状の課題の淵源を確認するうえで必要であることを改めて理解できたように考えます。また、今次研究集会のまとめとして、声明も提案し、確認されました。

教育振興基本計画は、報告でも指摘されていたように現実的な財政論が記載されていない計画(財政論のない計画論)であり、過去3回の「振興基本計画」における記載内容はすでに計画された教育政策路線

の記述と過去の政策方針・方向性の確認と徹底というような内容である。現行の教育振興基本計画の問題の核心は、今回の報告に共通する方法論である歴史的な認識と整理を通すことから明らかになるものではないでしょうか。確かに歴史的な視点を精確に踏まえた整理こそが、現実の課題を切り拓く方法であるように思われます。今回の報告のなかで、中村会員が提唱した地方教育計画の創造（提示）は、歴史的な認識を踏まえて構築できるように司会をしながら考えたことでした。

いずれにしろ、3名の会員による報告は、限られた時間という制約はありましたが、いずれも正鵠を得た分析と現状を切り拓く契機や観点を提示していただいたように思います。

今後「しっかりとした現実の理解を踏まえた問題提起や代替案の提示を本学会の活動において紡ぎ出すことができれば」と、強く感じたシンポジウム（研究集会）であったと考えています。（事務局・元井）

2 2023年度定例総会について

研究集会に続いて、定例総会もリモートで開催されました。以下のとおり報告します。

◆2022年度年間活動報告について◆

2022年度の報告については、本部・理事会事業の活動実績のみ示しました。

なお、2022年度の定例総会で、秋頃の開催を目指すこととしていました研究大会については、新型コロナウイルス感染症の状況とそれにまつわる制限・対応等が大きく変わらなかったことで、開催時期を10・11月から12・1月まで模索しましたが、最終的には昨年度中の開催は叶わず、今年度の研究集会開催ということに至ったため、年間活動報告には記載がありません。

このことも含めて、以下の報告のとおり承認されました。

2022年度 年間活動報告

2022年6月18日	2022年度定例総会を開催し、予算案等を承認。
2023年4月1日	第1回理事会を開催し、2023年度の年報の編集・完成の概要、創立十周年記念誌の発刊方法について確認。 2023年研究集会及び定例総会の開催方針等の検討。
2023年4月14日	第2回理事会を開催し、2023年研究集会及び定例総会の開催方針等の検討。
2023年4月28日	第3回理事会を開催し、2023年研究集会及び定例総会の開催方針等の決定。
2023年6月12日	会計監査
2023年6月18日	2023年度定例総会を開催

◆2022年度会計決算・監査報告について◆

2022年度の会計については、学会の事業がリモート開催された定例総会の実施と年報13号の発刊及び送付に係るものしかありませんでしたので、支出については執行されない（執行の必要がない）経費が多くありました。

なお、年報関係に係る分については、2021年度発刊の第12号の経費の清算が、発刊時期が年度末になってしまったことにより、2022年度にまたがってしまったことにより、実質2年度分の支出となっています。

また、年会費の未納件数（一人で複数年度の未納もあり）が、年度を追って増加していることと、退職等の事情による本学会の退会者が増えていることで、収入の会費については、予算に対する決算額が少なくなってしまう、ひいては収支の残額、すなわち、2023年度への繰越額がかなり減少しました。

この2022年度の決算・監査報告については、次のとおり報告され、承認されました。

2022年度 決算報告

一般会計の部

1 収入

<単位：円>

科目	予算額	決算額	差 額	説明
会費	865,000	434,200	▲ 430,800	過年度会費含む
入会金	20,000	2,000	▲ 18,000	
雑収入	98	166,003	165,905	既刊年報販売代金、利息
前年度繰越金	508,902	508,902	0	
合計	1,394,000	1,111,105	▲ 282,895	

2 支出

<単位：円>

科目	予算額	決算額	残 額	説明	
会報関係	20,000	0	20,000		
	1 会報発行	10,000	0	10,000	発行しなかったため
	2 送料	10,000	0	10,000	同上
大会関係	40,000	0	40,000		
	大会費補助	40,000	0	40,000	定例総会リモート開催 (研究大会と研究集会は不開催)
年報関係	1,100,000	1,007,740	92,260		
	1 年報印刷費	920,000	887,040	32,960	年報 12 号精算、年報 13 号支払
	2 年報英文校閲費	100,000	100,000	0	年報 12 号・13 号分
	3 送料	80,000	20,700	59,300	年報 13 号分
研究関係	80,000	0	80,000		
	研究調査費	80,000	0	80,000	実績なし
事務局関係	120,000	24,860	95,140		
	1 事務局費	10,000	0	10,000	実績なし
	2 理事旅費	40,000	0	40,000	参集事業(大会と集会)が不開催のため
	3 消耗品費	20,000	0	20,000	実績なし
	4 HP 運営費	35,000	24,860	10,140	2021 年度精算、2022 年度分
	5 通信費	15,000	0	15,000	実績なし
予備費	34,000	0	34,000	実績なし	
合計	1,394,000	1,032,600	361,400		

3 差引残高

<単位：円>

収入総額	支出総額	差引残額
1,111,105	1,032,600	78,505

特別会計の部

1 収入

<単位：円>

科 目	予算額	決算額	差 額	説明
10 周年記念事業積立金	0	0	0	
前年度繰越金	300,007	300,009	2	預金利息
合計	300,007	300,009	2	

<単位：円>

2 支出

科 目	予算額	決算額	残 額	説明
10周年記念事業	300,007	0	300,007	
合計	300,007	0	300,007	

3 差引残高

<単位:円>

収入総額	支出総額	差引残額
300,009	0	300,009

2022年度 決算監査報告

監査報告書

郵送での方法により 2022年4月1日から2023年3月31日までの会計監査を実施しました。

その結果について、下記のとおり報告いたします。

1 監査の対象

2022年4月1日から2023年3月31日までの公教育計画学会決算報告書

2 監査の内容

- (1) 現金出納状況
- (2) 証拠書類の整理の状況
- (3) 現金保管状況

3 監査の結果

- (1) 金銭出納状況について
会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、収支計算書の記載と合致していることを認めます。
- (2) 証拠書類の整理の状況について
付属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (3) 現金の保管状況について
良好であり、指摘すべき事項は認められません。

2023年6月12日

監査 山口 伸枝 

監査 古市 恵 

◆2023年度 年間計画案について◆

年間計画については、基本的に例年どおり各事項の事業に取り組みます。今回開催された研究集会は、当初、研究大会として会長から提案されましたが、会員による研究発表ではなく、シンポジウム形式としたことにより、会員による研究発表の機会としての研究大会を秋に6月の定例総会とは別に開催することとして、以下のとおり計画しました。

このような提案については、審議の結果、承認されました。開催時期は、秋頃を目指し進めたいと考えていますので、会員におかれましては、それぞれ研究発表のご準備をお願いしたいと思います。

2023年度 年間計画案

- 1 公教育計画に関する研究活動の推進
- 2 研究大会の開催（会員による研究発表の機会の提供）
- 3 研究部会の活動
- 4 他の学会、文教関係諸機関との交流
- 5 学会誌(年報)、学会報(ニューズレター)、その他の出版物の編集・発行
- 6 国際研究交流
- 7 10周年記念誌発刊
- 8 その他、本学会の目的を達成するために必要な事業

◆2023年度予算案について◆

23年度予算案につきましては、基本的には例年どおり（年報については、1号分）としましたが、開催された研究集会がリモートであることにより、若干、その関係の支出を他の経費に移動させています。今後においても、例えば、研究大会がリモート開催となり、係る経費の支出が無くなり、かつ、当初予算を別の項目の支出に充てる場合におきましては、研究大会の機会等に臨時総会を開催したうえで、予算の修正を行うこともあります。

また、収入については、会費収入における未納分の清算に係る取り組みを強化し、予算どおりに決算することを目指します。こうした取り組みは2022年度から実施しておりますが、今後ともご協力よろしくお願い致します。また、既刊の年報販売については、さらに強化・促進し、今後の学会財政の安定化を図るよう取り組んでいくこととしています。

2023年度予算については、以下のとおり提案され、承認されました。本来は、新年度の4月1日を迎えた際より、年会費の納入義務が会員には発生いたします。まだ2023年度分の会費を納めていない会員におかれましては、可能な限り速やかに納入いただき、財政安定化にご協力ください。併せて、過去年度の会費を納めていない会員につきましても、出来るだけ早くご納入ください。（郵送料が軽減できます）

公教育計画学会口座（年会費：一般5,000円、学生3,000円 新規入会金：2,000円）

○ ゆうちょ口座からの送金の場合 記号 10370 番号 58795681

○ ゆうちょ口座以外からの送金の場合：ゆうちょ銀行 ○三八支店 普通 5879568

口座名義 公教育計画学会（コウキョウイクケイカクガックイ）

2023年度 予算案

一般会計の部

収 入

<単位：円>

科目	予算額	前年度予算額	比較	説明
会費	700,000	865,000	▲ 165,000	5,000×140件(過年度分未払会費含む)
入会金	20,000	20,000	0	
雑収入	50,495	98	50,397	既刊年報販売代金、利息等
前年度繰越金	78,505	508,902	▲ 430,397	
合計	849,000	1,394,000	▲ 545,000	

支出

<単位：円>

科目	予算額	前年度予算額	比較	説明
会報関係	20,000	20,000	0	
1 会報発行	10,000	10,000	0	
2 送料	10,000	10,000	0	
大会関係	40,000	40,000	0	
大会費補助	40,000	40,000	0	研究大会(研究集会はリモート開催)
年報関係	560,000	1,100,000	▲ 540,000	
1 年報印刷費	500,000	920,000	▲ 420,000	年報 14 号
2 年報英文校閲費	20,000	100,000	▲ 80,000	値下げによる
3 送料	40,000	80,000	▲ 40,000	
研究関係	60,000	80,000	▲ 20,000	
研究調査費	60,000	80,000	▲ 20,000	
事務局関係	130,000	120,000	10,000	
1 事務局費	10,000	10,000	0	
2 理事旅費	20,000	40,000	▲ 20,000	研究大会(研究集会はリモート開催)
3 消耗品費	20,000	20,000	0	
4 HP 運営費	20,000	35,000	▲ 15,000	
5 通信費	60,000	15,000	45,000	過年度会費未納者への督促等
予備費	39,000	34,000	5,000	
合計	849,000	1,394,000	▲ 545,000	

特別会計の部

収入

<単位：円>

科目	予算額	前年度予算額	比較	説明
10 周年記念事業積立金	0	0	0	
前年度繰越金	300,009	300,005	4	
合計	300,009	300,005	4	

支出

<単位：円>

科目	予算額	前年度予算額	比較	説明
10 周年記念事業	300,009	300,005	4	
合計	300,009	300,005	4	

3 2023 年度（第 15 回）研究大会・臨時総会開催について

[研究大会]

本年度 4 月の理事会にて、6 月の定例総会に併せた研究集会の開催と今秋に研究大会を開催することが決定されました。周知のように研究大会は、2020 年度以降、昨年度まで 3 年間、本来なら、第 12 回(2020 年度)、第 13 回(2021 年度)、第 14 回(2022 年度)として開催されるべき研究大会が開催で

きませんでした。そこで、以下の日程で開催いたします今年度の研究大会は、第15回研究大会として開催させていただきます。

会員の皆様におかれましては、是非、自由研究発表の申込みをよろしくお願いいたします。（事務局）

- **開催日** 2023年11月5日（日）

- **開催方式** オンライン方式にて開催

- **研究大会時程（計画）**

9:45 ~	開場（入室可能）
10:00 ~ 12:00	自由研究発表 ①
12:00 ~ 13:15	休憩
13:15 ~	開場（入室可能）
13:30 ~ 15:30	自由研究発表 ②

- **研究大会参加費** 無料

- **自由研究発表の募集と申込方法**

自由研究発表は、公教育計画学会会員としての資格を有する方に限定します。

発表をご希望の方は、以下の申込方法にて、**9月16日（土）16:00**までにお申し込み下さい。

なお、発表の開始時間等についてはご希望を承ることができません。予めご了承ください。

今回の研究大会ではオンライン方式での実施のため、運営側では発表者様がご利用のネットワーク環境により生じた問題への対応はできませんので、良好なネットワーク環境を確保いただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。大会プログラムは、10月中旬までに会員MLにて案内をいたします。

《申込方法》

下記の自由研究発表申込フォーム（Google form）より、必要事項を記入の上、「送信」ボタンを押してください。申し込みをされた方には**9月23日（土）**までに『発表要旨集録』掲載原稿の提出依頼メールを送付いたします。連絡メールが届かない場合は、大会実行委員会（moch16@sg-u.ac.jpあるいは spep.tb21@gmail.com）までメールでお問い合わせください。

<https://forms.gle/wQLjjMJWzBsZPQXP8>

《発表時間》

個人研究発表・口頭報告者が1名の場合：発表20分、質疑10分（計30分）

共同研究発表・口頭報告者が複数の場合：発表40分、質疑10分（計50分）

※ 口頭報告者が一人の共同研究発表は、発表20分、質疑10分（計30分）です。

※

- **第15回研究大会に関するお問い合わせ**

第15回研究大会実行委員長 元井一郎（四国学院大学：E-mail: moch16@sg-u.ac.jp

あるいは spep.tb21@gmail.com)

【臨時総会】

研究大会開催に併せて、11月5日（日）に研究大会終了後、臨時総会を開催する予定です。臨時総会の次第についても、研究大会プログラムの配信に併せて改めて通知いたしますので、ご参加を宜しくお願いいたします。

4 編集委員会より年報第15号について

年報『公教育計画研究』第15号（2024年6月 発刊予定）

投稿論文募集のお知らせ

年報第15号の編集に向けて、学会会員からの投稿論文を募集します。ぜひ、ご応募ください。

応募の締切日： 2023年11月30日（木）

原稿の締切日： 2024年1月10日（水）

投稿される方は、まずはメールにて、お名前とご連絡先、所属、論文のタイトル名等を明記して、

応募の締切日＝11月30日（木）【厳守】までに下記アドレス宛にお知らせください。

【宛先メールアドレス】kazuaiba04☆yahoo.co.jp（年報編集委員長 相庭和彦）と、

fukuyama☆isc.senshu-u.ac.jp（年報編集副委員長：事務局担当 福山文子）への同報

（送信の際は、☆を@に変えてください）

応募メールを受領後、改めて年報編集委員会より、原稿締切日等に係る連絡をさしあげます。

多くの会員からの投稿論文の応募をお待ちしています。

※ 上記の年報に、研究集会の発表が、資料も添えて詳細に掲載されます。

☆☆公教育計画学会ホームページ <http://koukyouiku.jp/>☆☆

学会声明・理事会声明のほか、理事コラム、会員のリレーエッセイなど、豊富なコンテンツが見られます。

※ 会員以外の方も閲覧は可能です。